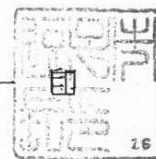




2 9 諮 問 第 1 号
2017 年（平成 29 年）1 月 12 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜 一



農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による
個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書、第 11 条第 2 項の規定に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

市民協働部 経済観光課 岸本
内線 2 9 2

(別 添)

担当所管名	市民協働部経済観光課
事務の名称	農地情報公開システム整備事業
諮問の概要	逗子市経済観光課で整備している農地台帳上の農地情報について、平成 29 年度からクラウドサービス上に構築される農地情報公開システムで管理することに伴い、農地中間管理機構（※）等関係機関や他の行政機関においても、同システムに通信回線を用いて結合し、当該農地情報を随時入手し得る状態になる。 このことから、本件は、オンライン結合による個人情報の目的外提供に該当するため、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書、第 11 条第 2 項の規定に基づき、逗子市個人情報保護運営審議会に諮問するもの。 （※）農地中間管理機構 高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。農地中間管理機構法を根拠法として都道府県に一つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消を推進する。
事務の目的及び根拠法令等	○目的 農地集積・集約化を進めるため、逗子市経済観光課が整備している農地台帳上の農地情報をオンライン結合することにより、農地情報を一元管理・共有する。 ○根拠法令 ・<u>農業委員会等に関する法律第 5 1 条</u> <u>農業委員会（第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第三項において同じ。）は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、機構（※）が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならない。</u> 2 <u>各機構は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。</u> ・<u>農業委員会等に関する法律第 5 2 条</u> 機構は、農業経営を営み、又は営もうとする者の求めに応じ、これらの者に対し、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の提供を行うことができる。 2 <u>機構は、前条第一項又は第二項の規定により得られた情報の整理を行い、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者の求めに応じ、これらの者に対し、当該情報の提供を行うことができる。</u>

		・農地法第51条の2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、<u>その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。</u> ※農業委員会ネットワーク機構 農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会をサポートするために、全国・各都道府県におかれる組織であり、全国農業会議所・神奈川県農業会議（神奈川県の場合）がそれにあたる。
対象となる個人の類型・対象者数		逗子市経済観光課で整備する農地台帳上の農地の所有者 160人程度
第10条関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	氏名、住民基本台帳上の宛名番号、住民基本台帳上の世帯番号、農地情報全般（農地の所在、地目、面積等）
	利用・提供先	提供先は、農業委員会ネットワーク機構（2次的な提供先として、都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構）。 住民基本台帳上の世帯番号については、戸籍住民課で保有する情報を経済観光課が目的外利用する。
	利用・提供の理由	法令に定める、行政・関係機関への農地情報の提供をオンラインで自動化することにより、農政担当職員の事務の効率化を図るため。また、農地集積・集約化を進めるため。
	本人通知	☐実施 ☒省略（理由：全戸配布する広報ずしの記事により、本人通知に代えるもの。）
第11条関係	オンライン結合の内容等	逗子市経済観光課が保有する農地の情報を、LGWAN回線のクラウドサービス上に構築される農地情報公開システムに格納させることにより、行政・関係機関へ提供するもの。 法令に定める、行政・関係機関への農地情報の提供をオンラインで自動化することにより、農政担当職員の事務の効率化・高度化を図り、農地行政の推進を行う。